

小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学級及び特別支援学校

○小学校、中学校、義務教育学校とは

小学校は、在学しようとする年の4月2日から、翌年の4月1日までに、満7才から満12才の誕生日を迎える子供が勉強する学校です。

中学校は、在学しようとする年の4月2日から、翌年の4月1日までに、満13才から満15才の誕生日を迎える子供が勉強する学校です。

義務教育学校は、在学しようとする年の4月2日から、翌年の4月1日までに、満7才から満15才の誕生日を迎える子供が勉強する学校です。

○西宮市立学校に通いたいときは

西宮市立の小学校、中学校または義務教育学校に、子供を通わせたい時は、教育委員会で就学申請をしてください。なお、私立の学校や外国人学校などに子供を通わせたい場合は、その学校に直接申し込んでください。

西宮市では、住民登録をしていて、翌年4月から小学校または義務教育学校へ入学する年齢になる子供を持つ保護者または西宮市に引っ越ししてきた保護者に対して、就学申請書などを送っています。

就学申請書が届かない場合は、教育委員会や近くの学校に問い合わせてください。

問い合わせ先 西宮市教育委員会学事課 0798-35-3850

○特別支援学級、特別支援学校とは

障害等があり、支援を必要とする子供は、西宮市立学校（小学校、中学校、義務教育学校）に設置されている特別支援学級や、特別支援学校で、障害種別に応じた教育を受けることができます。

ご不明な点やご相談等がございましたら、教育委員会へお問い合わせください。

問い合わせ先 西宮市教育委員会特別支援教育課 0798-35-3897

○日本語指導

西宮市立学校（小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校の小・中学部）に在籍する、日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒には日本語指導を行っています。

問い合わせ先 西宮市教育委員会学校教育課 0798-35-3857

○費用について

市立の小学校、中学校及び義務教育学校では、授業料や教科書は無料です。

学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費などの費用は、支払う必要があります。

経済的な理由で、これらの支払いに困るときは、援助制度がありますので、学校か教育委員会に相談してください。9-7 就学奨励金、奨学金の項目をご覧ください。

問い合わせ先 西宮市教育委員会学事課 0798-35-3851

○留守家庭児童育成センター（学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1～3年生の児童（一部のセンターでは小学4年生又は6年生まで、障害のある児童は小学6年生まで）を対象に、生活・遊びを通して健全育成を行っています。

問い合わせ先 西宮市役所 育成センター課 0798-35-3659

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。